

千葉市立こてはし台小学校 P T A 会則

令和 6 年度改定版



保存版	お子様が在学中は大切に保管して下さい
-----	--------------------

千葉市立こてはし台小学校 PTA 会則

1. 名称及び事務所

この会は千葉市立こてはし台小学校PTAと称し、事務所を同校内に置きます

2. 目的・活動

この会は保護者と教職員と地域の方々が児童の成長のために以下の活動をします

- ① 子どもたちが健やかに育つための環境をつくる活動
- ② 学校の教育活動への協力

3. 会員

この会の会員は、こてはし台小学校の保護者と教職員で構成します

4. 会計

会費は今年度決算と次年度予算案に基づいて計算し決定しますが、年度ごとの事情により変動する場合があります

- ① 一世帯につき年間1回の支払い
- ② 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

5. 総会

年1回書面で開催し、1/3以上の参加で成立します

総会では次の事項を決定します

- ① 前年度決算、今年度決算予定の承認
- ② 前年度活動報告
- ③ 新年度役員の承認
- ④ 会則の改正 等

総会は全ての半数以上の賛成で決まります

6. 運営

PTA活動メンバーは、学校や地域から出される問題や意見について審議します

7. 組織

活動を具体的に進めるために、以下のようなPTA活動メンバーを選出し、運営していきます

会 長 1 名

副会長 8 名(教職員 1 名、保護者 7 名)

書 記 3 名(教職員 1 名、保護者 2 名)

会 計 3 名(教職員 1 名、保護者 2 名)

監 査 2 名(保護者 2 名)

※ただし、人数はその年により変更可

8. 選出方法

PTA活動メンバーは推薦または立候補で決定します

9. 任期

PTA活動メンバー、監査の任期は1年としますが、継続することもできます

10. 会則改正

会則を改正する時は、総会の議決を経て行います

付則 この会則は令和6年4月15日より施行します

慶弔金規程

昭和 47 年 12 月 2 日施行
昭和 59 年度総会において一部改正
平成 8 年度総会において一部改正
平成 15 年度総会において一部改正
平成 29 年度総会において一部改定
平成 31 年度総会において一部改定
令和 6 年度総会において一部改定

1. 教職員会員が結婚したとき・・・・・・・・・・3,000 円
2. 会員が死亡したとき（教職員の配偶者ならびに子、児童を含む）
・・・・・・・・・・3,000 円
3. 会員・児童が病気、ケガをしたとき（2 週間以上の入院の場合）
・・・・・・・・・・2,000 円
4. 教職員会員に子が誕生したとき・・・・・・・・・・3,000 円
5. その他、災害・P T A 活動中の事故、功労者の死亡等必要と認められるときは
学校と P T A 活動メンバーの協議により定める事ができる

こてはし台小学校 PTA 細則

P T A活動を円滑に行うために、会則に従い、P T A活動メンバー、P T Aサークルを設置し、活動の範囲を定めます

1. 役員

- ① 学校の卒業に係わる業務の補佐
- ② P T A講習会の企画・開催等
- ③ 来てくん祭の企画および実施、収益の還元
- ④ P T A広報誌「夾竹桃」の発行
- ⑤ 登下校時安全指導の取りまとめ
- ⑥ 資源回収の実施、ベルマーク集計

2. P T Aサークル(希望数)

P T Aソフトボール、およびP T Aゴムバレーボールを設置し、会員同士の親睦を深めることを目的とします(原則として自主運営に委ねます)

3. 会計は、以下のとおりとします

- ① 総会で議決された予算に基づいて本部会計が処理します
- ② 総会で示した会費額を、年1回徴収し、徴収月は一か月前までに会員へ通知をします
- ③ 転出となった場合、年額から在学月数分の月額を差し引いた額を返金します
- ④ 転入の場合、転入月より年度末までの合計金額を一括で徴収します
- ⑤ 転出・転入ともに、一日でも在学があれば、月額を徴収させていただきます

4. 細則について

この細則は審議を経て、制定または改廃することができます
制定および改廃は総会にて報告を行います

付則 この細則は令和6年4月15日より施行します

こてはし台小学校 PTA 個人情報保護管理規定

(目的)

第1条 千葉市こてはし台小学校PTA(以下「本会」という)が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース(以下「個人情報データベース」という)の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、事務局・各委員会委員長とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知りうることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- ・PTA会費の集金業務、管理業務
- ・その他の文書の送付

- ・ P T A 会 員、各 委 員 会 等 の 名 簿 の 作 成
- ・ P T A メ ン バ ー 選 出 等 の 推 薦 活 動
- ・ 広 報 誌 等 の 掲 載

(利用目的による制限)

第 9 条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

(管理)

第 10 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者の立ち合いのもとで、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第 11 条 個人情報データベース、個人データを取扱う電子機器等については、ファイルにパスワードをかけるなど適正に行うこととする。また、持ち出す場合は、PTA 会議室内での作業時のみとし、PTA 会議室以外の持ち出しを禁ずる。

(第三者提供の制限)

第 12 条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第 13 条 本会は、個人情報を第三者(第 12 条の場合を除く)に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ・ 第三者の氏名
- ・ 提供する対象者の氏名
- ・ 提供する情報の項目
- ・ 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第 14 条 第三者(第 12 条の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- ・ 第三者の氏名
- ・ 第三者が個人情報を取得した経緯
- ・ 提供を受ける対象者の氏名
- ・ 提供を受ける情報の項目
- ・ 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

(情報の開示)

第 15 条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第 16 条 個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第 17 条 本会は、役員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適正かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 19 条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第 7 条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和 6 年 4 月 15 日より施行する。